

# 町税等の延滞金徴収開始のお知らせ

## ～滞納すると延滞金が加算されます～

令和3年度から賦課される町税等について、納期限まで完納されないときは、その遅延した税額及び日数に応じて、延滞金が加算されます。

対象は、町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料となります。

納期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

なお、延滞金のみの滞納であっても滞納処分（財産差押え等）の対象になりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 町民課 徴収係 ☎47-4683

国保加入中の方へ

## 新型コロナウイルス感染症に

感染した、または感染を疑われる方が療養のため仕事を休んだとき

# 傷病手当金制度

があります。

国民健康保険の加入者で新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染を疑われる方が仕事を休み、その間給与等が支払われない、または減額されたとき、「傷病手当金」を受け取れる場合があります。

### 【手当金を受けるには】

1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと
2. 4日以上休んでいること（支給対象が仕事を休んだ日の4日目からとなります。）
3. 休んだ期間について給与等がもらえないこと

### 【傷病手当金を申請するには？】

4種類（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）の申請書を役場福祉課に提出してください。

### 【支給額】

$$\frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数（仕事をした日数）}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

対象となる期間は、令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間です。

お問い合わせ先 福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682